

(別記)

## 令和5年度琴浦町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

琴浦町は、鳥取県の中部に位置しており、北は日本海、南は大山、船上山等を背に、町内を南北に流れる加勢蛇川及び勝田川の流域を中心に、水田地帯での水稲、丘陵地帯に広がる畑の梨・ぶどうを中心とした果樹や、白ねぎ、ブロッコリー等を中心とした露地野菜、ミニトマト、すいか等を中心とした施設園芸及び町内全域に点在する酪農・肥育牛等、地域の自然条件を活かした多様な農業が営まれている。

海岸部から中山間部までの緩・急傾斜地に形成された水田では、大山水系の清流に育まれた稲作が行われており、転作作物では飼料作物、大豆、そば、芝、野菜栽培が意欲的に取り組まれている。

しかし、近年、担い手の高齢化が進み、新規就農者の大幅な増加が見込まれない中、今後、荒廃農地が増加することが懸念されている。家族経営を含む多様な担い手の確保、認定農業者や集落営農組織を中心とした営農推進を行い、土地利用効率の向上を図っていく必要がある。琴浦町は谷筋が多いこともあり、水田の平均水張面積が16a程度と小区画であり、高低差があるために畦畔の面積が大きい等条件の悪い農地も多い。今後は高齢化等により耕作できなくなる小規模農家が増えていくことも懸念されているが、地域の農地を維持していく意味でも、担い手農家が農地の受け手として今後ますます期待を背負うことになる。

また、集落営農組織については、中山間地を中心に地域の農業振興及び農地維持に大きく寄与している。水稲に依存した経営からの転換を図り、これまでも戦略作物やそば等への転作を進めてきた。構成員が年々高齢化してきた中においても、地域農業や農地を守っていく担い手として、組織を継続的に運営していくことが期待される。

昨今、政策的な担い手農家への集約化が進んでいる中で、非担い手の一般農業者に対する支援が薄くなっているが、担い手農家だけで農地全体を維持していくことは難しく、非担い手農家も含めて生産意欲を維持・向上していく必要がある。

今後も、集落営農組織の育成を推進し、圃場の団地化による機械の効率的利用と省力化の生産体系の確立を目指す。また、担い手への農地利用の集積・集約化を推進するため、農地中間管理機構との連携を図る。

## 2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本町では、畜産業が盛んなこともあり、畜種農家の飼料作物や耕種農家の飼料用米・飼料用稲を始めとして、以前から水田転作には積極的に取組んでおり、二毛作を含めた水田フル活用の取組を推進してきた。近年、高齢化や後継者不足等により離農する農家が年々増加する中、畜産農家が中心的な受け皿となって飼料作物等を作付けしてきたことにより、遊休農地化の拡大抑制に大きく寄与してきたところであり、今後も地域農業の担い手として大いに期待されている。

その他にもブロッコリー、白ねぎや芝など高収益作物への転作が進んでいるが、特にブロッコリーについては、1市4町に跨がるJA鳥取中央管内全体で作付面積187ha（令和2年）を520ha（令和7年）に拡大するという目標が掲げられている。そのうち148haの作付から320haを目指す琴浦町では、主産地として今後ますます規模拡大が進むものと見込まれる。

現状では、これらの畑作物は畑地帯での作付が中心だが、条件の良い畑地にも限りがあるため、今後規模を拡大していく上では水田転作をより一層進めていくことが必要となる。畑作物への転作を進める上で1番の課題となるのが排水対策であり、大雨・長雨時の湿害等を回避し安定的な経営を図るため、排水対策技術の確立と定着をさらに推進するとともに、地力増進作物による土壌改良を進め、水田での規模拡大を促進していく。

また、農業委員会、農地中間管理機構等関係機関と連携しながら、作目による農地の集約化や再生利用可能農地の再生・活用を検討し、経営の効率化と安定化、規模拡大の推進を図る。

## 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

水稻・畑作物を問わず、水田農業においては水路や法面の管理が伴うが、農業者の高齢化・後継者不足の流れの中で、栽培管理よりも水路・法面管理の方が大きな負担となっている。集落単位で行う人・農地に関する話合いの場でも、中山間地域では負担の軽減策についての話も出ており、管理すべき範囲を狭めるために荒廃農地の非農地化を検討するような意見も見られた。また、担い手農家としては、規模拡大の意向はあるものの、機械の大型化と区画狭小により耕作に向かない農地が多く借受けられないという意見であった。

今後は、荒廃農地の非農地化の他にも、芝や飼料作物など定着が見込まれる連担した圃場群の畑地化について生産組合等が中心となり検討を進め、畑地化による水路・法面管理作業の負担軽減や区画の拡大による耕作条件の改善も検討していく。

ただし、連続した水路系統においては、部分的な畑地化は残りの区域の管理作業が増大する可能性があり、これまでも畑作物栽培には既存の水路機能を活用して灌水が行われていることから、畑地化による水路機能の喪失がその後の耕作状況の変化に対応できなくなることも考えられる。畑地化の検討については、地域的条件の整理・広範囲での所有者を含めた合意形成・中長期的なビジョンを確認し、慎重に行う必要がある。

地域振興作物のほ場については、更なる生産拡大の取り組みによる高収益化を達成するため水稻作付けとのブロックローテーション体系の構築について検討する。

## 4 作物ごとの取組方針等

### (1) 主食用米

従来種であるコシヒカリ、きぬむすめ、ひとめぼれに、新品種として期待される星空舞を加えた4品種を中心として、県農業再生協議会により示される米の生産数量の目安を基に鳥取中央農業協同組合と協議・調整し、需要に応じた米生産を進める。また、関係機関と連携して適切な肥培管理や適期作業の推進により、収量確保と玄米品質の向上を図る。

### (2) 非主食用米

#### ア 飼料用米

主食用米の需要量減少、畜産業が盛んな本町における飼料価格高騰に伴う飼料用米の需要量増加などに対応するため、飼料用米の作付の取組を継続する。需要量に応じた供給を図るため、本地域で確保が可能な多収品種の作付に取り組みと共に、基幹防除の徹底、堆肥や土壌改良材の施用による土づくり及び適切な肥料の施用を推進し、生産安定と収量の増加を図る。また、担い手への農地の利用集積を図り、土地の有効活用を推進する。販路については、農業協同組合と連携していくことで耕畜連携を推進し、計画的に販路の確保を行い、併せて作付面積の拡大を図る。

#### イ WCS用稲

畜産農家の自給飼料確保と稲作農家の水田有効活用を図るため、農地の担い手への利用集積を図り、耕畜連携を推進する。また、畑作物の作付が困難な湿田でも作付が可能であるという利点を生かし、地域の畜産農家の需要に見合った生産の推進を図る。

### (3) 麦、大豆、飼料作物

担い手への農地の利用集積を図り、土地の有効活用を推進する。

#### ア 麦

契約者からの需要に応え、パン用に適した品種を栽培し、より品質の高い小麦の生産に努める。また、湿害回避のための栽培管理の徹底、適期作業の遵守や基幹防除の徹底を進め、収量・品質を確保する。

#### イ 大豆

サチユタカを中心に栽培し、豆腐・油揚げの加工を行う農業協同組合の加工所へ供給し、直販店・直売所等での販売を行う。また、団地化を推進することによりコスト低減を図るとともに、明渠等排水対策の徹底や、基本技術の励行推進により、収量の確保及び品質の向上を図る。併せて、担い手への農地集積を進め規模拡大を図る。

#### ウ 飼料作物

優良品種の導入、草地の適期更新等を通じた栽培管理を行い、反収の向上を図る。また、労働負担、機械投資負担の軽減のため、コントラクター（飼料生産受託組織）を育成し、飼料生産の組織化を推進するとともに、効率的な飼料生産体制を確立し、良質な自給飼料の確保を図る。併せて、担い手への農地集積を進め規模拡大を図る。また、二毛作による作付を推進することにより、自給飼料のさらなる増産や農地の有効活用、耕畜連携の推進による畜産農家の飼料価格高騰などに伴い更に厳しさを増す経営コスト低減や堆肥還元の推進を図る。

#### (4) そば

実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持する。  
また、担い手への農地の利用集積を図り、土地の有効活用を推進する。

#### (5) 地力増進作物

ブロッコリー、ミニトマトの連作障害防止など高収益作物の生産量の維持・増加を図るため、高収益作物の圃場に対し計画的に作付を行う。

#### (6) 高収益作物（園芸作物等）

琴浦ブランド「惑星コトウラ」を推進していくため、ミニトマト、すいか、メロン、いちごを中心とするハウス施設を利用した作物をはじめ、白ねぎ、ブロッコリー等有望な露地野菜を重点的に推進する。推進にあたっては、担い手を中心とした生産振興や灌水施設を有効活用することで産地としての出荷量を確保すると共に、トレーサビリティによる「安全・安心」な野菜を消費者に供給する。また、物産フェア、都市交流事業等を行い、県内外に琴浦ブランドの認知度を高めると共に、販売促進を図る。

芝については、高品質な新品種の芝であるグリーンバードJ等の導入と併せ、地力増進作物による土壌改良を進め、生産量の増加を目的とした改植を推進すると共に、農薬の安全使用、機械化・出荷作業の共同化等を推進することで、鳥取県の芝ブランドの維持向上及び販売促進を図る。

また、担い手への農地の利用集積を図り、土地の有効活用を推進する。

### **5 作物ごとの作付予定面積等**

別紙のとおり

### **6 課題解決に向けた取組及び目標**

別紙のとおり

### **7 産地交付金の活用方法の概要**

別紙のとおり

### **8 産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	549.2	0	523.6	0	578.5	0
備蓄米	7.3	0	7	0	0	0
飼料用米	31.5	0	33.6	0	20	0
米粉用米	0	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	0	0	0	0	0	0
WCS用稲	57.9	0	62.4	0	57	0
加工用米	0	0	0	0	0	0
麦	0.6	0	0.6	0	0.6	0
大豆	10.4	0	11.4	0	12	0
飼料作物	419.2	0	435.1	0	405	0
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	9.6	0	9.5	0	9.3	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0.3	0	7	0
高収益作物	165.8	0	132.6	0	145	0
・野菜	70	0	69.4	0	80	0
・花き・花木	0	0	0	0	0	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	95.8	0	63.2	0	65	0
その他	0	0	0	0	0	0
	—	—	—	—	—	—
畑地化	0	0	42.1	0	40	0

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	ブロッコリー、白ねぎ、すいか、いちご、メロン、ミニトマト、キャベツ、たまねぎ、スイートコーン、芝	地域振興作物作付助成	地域振興作物の作付面積	(令和3年度) 162.2ha (令和4年度) 165.8ha	(令和5年度) 165.0ha
2	地域振興作物、大豆、飼料用米、WCS用稲、飼料作物（基幹作）、そば（基幹作）	担い手作付加算	担い手の作付面積 担い手の作付面積割合	(令和3年度) 392.6ha (78.2%) (令和4年度) 397.3ha (77.2%)	(令和5年度) 400.0ha (75.0%)
3	飼料用米（基幹作）	飼料用米単収向上対策助成	基準単収達成面積 (基準単収達成率)	(令和3年度) 18.1ha (74.7%) (令和4年度) 25.8ha (12.7%)	(令和5年度) 20.0ha (60.0%)
4	地域振興作物 (整理番号1と同じ)	地域振興作物排水対策助成	排水対策の取組面積	(令和3年度) 10.5ha (令和4年度) 19.8ha	(令和5年度) 18.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 鳥取県

協議会名: 琴浦町農業再生協議会

新様式(公表用)

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	地域振興作物作付助成	1	8,900	白ねぎ、ブロッコリー、すいか、いちご、メロン、ミニトマト、キャベツ、たまねぎ、スイートコーン、芝	販売を目的とし、販売実績がある又は予定していること 1圃場につき年1回まで
2	担い手作付加算	1	5,600	整理番号1の地域振興作物、大豆、飼料用米、WCS用稲、飼料作物、そば	作付面積1ha以上の圃場に対し1圃場あたり年1回まで 取り組み計画の認定を受けている など
3	飼料用米単収向上対策助成	1	3,000	飼料用米	取り組み計画の認定を受けている 出穂以後の追肥、標準単収値以上の収穫量 など
4	地域振興作物排水対策助成	1	3,700	地域振興作物 (白ねぎ、ブロッコリー、すいか、いちご、メロン、ミニトマト、キャベツ、たまねぎ、スイートコーン、芝)	機械等を利用した排水対策を実施 販売を目的とし、販売実績がある又は予定していること 1圃場につき年1回まで

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。  
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別紙

## 8 産地交付金の活用方法の明細

### 1. 地域農業再生協議会名

琴浦町農業再生協議会
------------

### 2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
琴浦町農業再生協議会	38,678,000	38,678,000	38,651,280

(注)追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。



3. 活用方法

配分枠

38,678,000 円

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価① (円/10a)	面積 (a単位)※3													所要額 ①×② (円)			
				戦略作物							新市場 開拓用米	そば	なたね	地力増進作物	高収益作物				合計 ② ※5	
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き・花木		果樹		その他の 高収益作物
1	地域振興作物作付助成	1	8,900											6,943			9,349	16,292	14,499,880	
2	担い手作付加算	1	5,600		854	25,432		2,427	5,773					872			3,927	1,780	41,065	22,996,400
3	飼料用米単収向上対策助成	1	3,000					2,000											2,000	600,000
4	地域振興作物排水対策助成	1	3,700											1,500					1,500	555,000
合計(基幹)※4			実面積		854	25,432		2,582	5,773					872			6,943	9,349	51,805	※6 38,651,280
合計(二毛作)※4			実面積																	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う用途について記入し、追加配分により支援を行う用途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

#### 4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

##### ○追加配分等について

- ① 整理番号1～4について、個表の上限単価に達するまで同率で充当する。
- ② 上限まで充当してもなお残余がある場合、+2,000円を上限に同率で追加助成を行う。
- ③ 必要な場合は、次の単価調整を使用する。  
単価調整係数＝活用予定額／(使途ごとの対象面積×交付単価)の合計  
単価調整係数は小数点第4位以下切り捨てとする。
- ④ ①～③の算定の結果、各個票の単価に10円未満の端数があるときはこれを切捨てる。(10aあたり100円単位とする。)

注 転換作物拡大加算及び高収益作物等拡大加算の配分額の調整を行う場合等についても必要に応じて記載してください。

#### 5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- ① 整理番号1～4について、単価調整係数0.8を下限として減額し、なお不足する場合は、同じ順で単価調整係数0.7を下限として減額する。
- ② 必要な場合は、次の単価調整を使用する。  
単価調整係数＝活用予定額／(使途ごとの対象面積×交付単価)の合計  
単価調整係数は小数点第4位以下切り捨てとする。
- ③ ①及び②の算定の結果、各個票の単価に10円未満の端数があるときはこれを切捨てる。(10aあたり100円単位とする。)

#### 6. 高収益作物について

芝

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

(添付資料) 高収益作物(芝)にかかる収益性のデータについて

10aあたり

	販売収入	経営費	所得	主食用米との比較	収益性
主食用米	129,158	107,943	21,215	1	-
<b>芝</b>	320,000	249,627	70,373	3.3171	高

- 注) ・データは「農業経営指導の手引き(平成30年版(鳥取県農林水産部))」から抜粋。  
・主食用米データは「水稻(稚苗移植)県下全域 平坦~中山間」を使用。  
・芝データは「県中部~西部平坦地域(黒ぼく)」を使用。  
・収入には経営所得安定対策等の交付金等は含まない。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	琴浦町農業再生協議会		整理番号	1		
使途名	地域振興作物作付助成					
対象作物	白ねぎ、ブロッコリー、すいか、いちご、メロン、ミニトマト、キャベツ、たまねぎ、スイートコーン、芝（基幹作）					
単 価	8,900円/10a（上限：12,000円/10a）					
課 題	<p>町内では、年々遊休農地が拡大しており、農地の有効利用が大きな課題となっている。また、政策的に担い手農家への集約化が進んでいるが、非担い手の一般農業者に対する支援が薄くなっている。担い手農家だけで農地全体を維持していくことは難しく、非担い手農家も含めて生産意欲を維持・向上していく必要がある。</p> <p>なお、町内小中学校の給食では、町内で生産された野菜を積極的に使用しており、町内農業者で組織された「学校給食野菜会」を中心に供給することで、“地産地消”の取組を継続的に行っている。高齢化が進む中、次世代の地域を担う人材を育てるためにも、地域を代表する農産物を通じて、多感な青少年期に郷土愛や郷土に対する誇りを育むべく、現行の供給体制を維持・発展させていくことが求められている。</p> <p>また、琴浦町は芝の生産量全国2位を誇る鳥取県の芝発祥地である。1958年（昭和33年）に試験栽培を始めて以降、長年に亘る生産者等関係者の努力と工夫によって、栽培される芝は高品質の評価を得て、全国有数の芝産地として現在に至っている。しかし、高齢化が進む中で芝の出荷作業などでの負担が重くのしかかり、非担い手農家を中心に生産者は減少傾向にある。また、全体的には需要に応じた生産が進められているが、圃場によっては芝自体が経年劣化により繁殖力を弱めていることもあり、他県で発生した豪雨災害の復旧に使用する張芝のような突発的な需要があった際には、供給できないこともあった。</p> <p>担い手・非担い手が共に安定的な産地の維持・発展を目指す意識を醸成していくため、地域振興作物の作付に対する助成を行い、生産意欲を向上させる。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	地域振興作物 作付面積	目標	160.0ha	163.0ha	164.0ha	165.0ha
		実績	163.3ha	162.2ha	165.8ha	—
内 容	対象作物を作付けする農家に対して、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象作物を作付し、販売する農家等</li> </ul> </li> <li>○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田</li> </ul> </li> <li>○対象作物（基幹作） <ul style="list-style-type: none"> <li>・白ねぎ、ブロッコリー、すいか、いちご、メロン、ミニトマト、キャベツ、たまねぎ、スイートコーン、芝（基幹作）</li> </ul> </li> <li>○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売すること又は販売することを目的に作付けすること</li> <li>・1圃場につき年1回までの助成とする</li> </ul> </li> </ul>					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等交付金交付申請書により確認</li> </ul> </li> <li>○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田台帳等との照合</li> </ul> </li> <li>○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売実績及び現地確認等による</li> </ul> </li> </ul>					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考	・整理番号2、4と重複して助成できる					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	琴浦町農業再生協議会		整理番号	2		
使途名	担い手作付加算					
対象作物	整理番号1の地域振興作物、大豆、飼料用米、WCS用稲、飼料作物、そば（基幹作）					
単 価	5,600円/10a（上限：12,000円/10a）					
課 題	<p>琴浦町は谷筋が多いこともあり、水田の平均水張面積が16a程度と小区画であり、高低差があるために畦畔の面積が大きいなど条件の悪い農地も多く、小規模農家が営農を続けていく際の隘路となっている。このため、今後は高齢化等により耕作できなくなる小規模農家が増えていくことが懸念されているが、地域の農地を維持していく意味でも、担い手農家が農地の受け手として今後ますます期待を背負うことになる。</p> <p>また、畜産が盛んな町であり、多くの畜産農家が飼料作物を自給している。増頭などの規模拡大も進み、今後ますます自給飼料の需要は高まり、水田を活用しながら作付面積を確保していく必要がある。</p> <p>また、集落営農組織については、中山間地を中心に地域の農業振興及び農地維持に大きく寄与している。水稲に依存した経営からの転換を図り、これまでも戦略作物やそばなどへの転作を進めてきたが、構成員が年々高齢化してきたため、地域農業や農地を守っていく担い手として、集落営農組織を継続的に運営していく必要がある。</p> <p>これらの課題を解消すべく、担い手農家が集積に伴って発生する経費や、負担が増える畦畔等の管理作業に対する助成を行う。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	担い手の対象作物作付面積	目標	400.0ha	380.0ha	390.0ha	400.0ha
		実績	369.1ha	392.6ha	397.3	—
	担い手の作付面積割合	目標	75.0%	73.0%	74.0%	75.0%
実績		72.5%	78.2%	77.2%	—	
内 容	対象作物を作付けする担い手農家に対して、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象作物を作付し、販売する農地中間管理事業から農地を借り受けている農業者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農又は地域計画（人・農地プラン）に位置づけられた地域の中心経営体（以下、「琴浦町の担い手」）</li> </ul> </li> <li>○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田</li> </ul> </li> <li>○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興作物、大豆、飼料用米、WCS用稲、飼料作物、そば（基幹作）</li> </ul> </li> <li>○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売すること又は販売することを目的に作付けすること</li> <li>・飼料用米、WCS用稲については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める取組計画の認定を受けていること</li> <li>・1圃場につき年1回までの助成とする</li> <li>・大豆、飼料用米、WCS用稲、飼料作物、そば（基幹作）については、大規模な面積での経営（各品目の作付面積が1ha以上）のみ対象とする</li> </ul> </li> </ul>					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等交付金交付申請書及び協議会が作成した対象者名簿による</li> </ul> </li> <li>○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田台帳等との照合</li> </ul> </li> <li>○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売実績及び現地確認等による</li> <li>・飼料用米、WCS用稲については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米生産集出荷数量一覧表等により確認</li> </ul> </li> </ul>					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計					
備考	・整理番号1、3、4と重複して支援可能。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	琴浦町農業再生協議会		整理番号	3		
用途名	飼料用米単収向上対策助成					
対象作物	飼料用米(基幹作)					
単 価	3,000円/10a (上限: 4,000円/10a)					
課 題	<p>本県では、県内の全酪農家で組織化し一体的にブランド化を図っている大山乳業の取組や、和牛全共で好評価を得た肉用牛の取組等、畜産業が盛んであり、農業粗生産額の3分の1強を占めている。本町は、大山乳業のお膝元でもあり酪農家戸数は県内の約3分の1、乳量では約4割のシェアを占めている。</p> <p>一方、輸入飼料価格の断続的な上昇、口蹄疫等家畜伝染病の懸念等、国産飼料確保の重要性がさらに増している。畜産農家の大規模化が進む一方で、自家労力が限られるなど、耕種農家からの飼料供給が強く求められている。</p> <p>しかしながら、天候悪条件の圃場があることや収量が思うように上がらない現状がある。また、近年は夏期に猛暑日が続くため、稲体が消耗、栄養不足となり、玄米の充実不足等を引き起こしていることも収量が低い原因として考えられるが、一発施肥による省力化が普及していることもあり、追肥についてはほとんど取組がなされていない。</p> <p>このため、実質的な単収向上に向け出穂以後に行う追肥（実肥）に対して助成を行う。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	単収向上対策実 施面積	目標	25.0ha	20.0ha	20.0ha	20.0ha
		実績	13.6ha	18.1ha	25.8ha	—
	基準単収の達成 率	目標	80.0%	45.0%	50.0%	60.0%
実績		42.3%	74.7%	12.7%	—	
内 容	多収品種により飼料用米を作付し出穂以後の追肥（実肥）による単収向上対策を実施した上で基準単収以上の収量を上げた農家に対し、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象作物を作付し、販売する農家等</li> </ul> </li> <li>○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田</li> </ul> </li> <li>○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料用米（基幹作） （対象品種） いわいだわら、えみゆたか、オオナリ、きたげんき、北瑞穂、クサホナミ、 たちじょうぶ、ふくのこ、ふくひびき、べこあおば、べこごのみ、 北陸193号、ホシアオバ、ミズホチカラ、みなちから、モグモグあおば、 もちだわら、モミロマン、夢あおば、笑みたわわ、亜細亜のかおり、日本晴、 コガネヒカリ、あきだわら、とよめき</li> </ul> </li> <li>○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売すること</li> <li>・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める取組計画の認定を受けていること</li> <li>・飼料用米栽培において出穂以後に追肥を行っていること</li> <li>・戦略作物助成の交付単価の算定に用いる標準単収値以上の収穫量であること</li> <li>・1圃場につき年1回までの助成とする</li> </ul> </li> </ul>					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等交付金交付申請書により確認</li> </ul> </li> <li>○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田台帳等との照合</li> </ul> </li> <li>○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・肥料の購入伝票等及び栽培管理履歴により確認</li> <li>・販売実績及び現地確認等により確認</li> <li>・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米生産集出荷数量一覧表等により確認</li> </ul> </li> </ul>					
成果等の 確認方法	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米生産集出荷数量一覧表及び支払対象面積を集計					
備考	・整理番号2と重複して助成できる					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	琴浦町農業再生協議会		整理番号	4		
使途名	地域振興作物排水対策助成					
対象作物	地域振興作物(基幹作) (白ねぎ、ブロッコリー、すいか、いちご、メロン、ミニトマト、キャベツ、たまねぎ、スイートコーン、芝)					
単 価	3,700円/10a (上限: 5,000円/10a)					
課 題	<p>本町では以前から水稲から畑作物への転換を積極的に進めているが、谷筋が多いこともあって開けた農地が少なく、日照不足の影響などにより排水の悪い水田が多く、畑作物の収量が上がらない。畜産農家が多くそもそもの需要がある特色もあるが、このような問題も含めて転換作物の多くが飼料作物やWCS用稲であり、水田が収益力を発揮しているとは言い難い状況である。</p> <p>水稲の作付けでは収益を上げることは難しい状況下では、排水性の問題を解消し、高収益作物への転換を進めて収益性を向上させる必要がある。</p>					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積	目標	13.0ha	15.0ha	16.5ha	18.0ha
実績		16.6ha	10.5ha	19.8ha	—	
内 容	排水対策を実施する農業者に対して、取組面積に応じて助成する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象作物を作付し、販売する農家等</li> </ul> </li> <li>○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田</li> </ul> </li> <li>○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> <li>・白ねぎ、ブロッコリー、すいか、いちご、メロン、ミニトマト、キャベツ、たまねぎ、スイートコーン、芝（基幹作）</li> </ul> </li> <li>○その他要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売すること又は販売することを目的に作付けすること</li> <li>・1圃場につき年1回までの助成とする</li> <li>・播種及び定植前に機械等を利用して排水対策を実施するものを対象とする。 (例: サブソイラ、ハーフソイラ、プラソイラ、ハイプロソイラ、リターンデッチャ、バックホウ、管理機など)</li> </ul> </li> </ul>					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等交付金交付申請書により確認</li> </ul> </li> <li>○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田台帳等との照合</li> </ul> </li> <li>○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売実績及び作業日誌または現地確認（施工が確認できる写真提出を含む）等による</li> </ul> </li> </ul>					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水対策の実施と出荷の年度が異なる場合は、出荷の年度に出荷実績を確認した後に交付する。</li> <li>・整理番号1、2と重複して助成できる</li> </ul>					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和5年度から新規に設定した目標については、令和2年度～4年度の目標の記載は不要です。